

令和 5 年 2 月 3 日

都道府県医師会
 社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
 長 島 公 之
 （公印省略）

官報掲載事項の一部訂正について

今般、厚生労働省保険局医療課より、特定保険医療材料の保険償還価格に関する官報掲載事項について一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

今回の訂正は、下記の通り、令和 4 年 11 月 30 日付け厚生労働省告示第 342 号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」に掲載された価格の訂正になります。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

記

1. 体内固定用大腿骨髄内釘

【販売名】メディカーボ・ヒップネイル（株式会社ビー・アイ・テック）

「材料価格基準」別表Ⅱ	
誤	正
073 髄内釘 (1) 髄内釘 ① (略) ② 大腿骨頸部型 ア 標準型 151,000 円 イ X線透過型 162,000 円 ③～⑤ (略) (2) 横止めスクリュー ① (略) ② 大腿骨頸部型 ア 標準型 34,000 円 イ X線透過型 36,600 円 ③ (略) (3)・(4) (略)	073 髄内釘 (1) 髄内釘 ① (略) ② 大腿骨頸部型 ア 標準型 151,000 円 イ X線透過型 159,000 円 ③～⑤ (略) (2) 横止めスクリュー ① (略) ② 大腿骨頸部型 ア 標準型 34,000 円 イ X線透過型 38,100 円 ③ (略) (3)・(4) (略)

2. 経消化管胆道ドレナージシステム

【販売名】 Niti-S EUS-BD 用システム (センチュリーメディカル株式会社)

「材料価格基準」別表Ⅱ	
誤	正
220 経消化管胆道ドレナージシステム 290,000 円	220 経消化管胆道ドレナージシステム 289,000 円

(添付資料)

1. 官報掲載事項の一部訂正について

(令和 5 年 1 月 31 日 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

2. 官報 (令和 4 年 11 月 30 日 号外第 255 号抜粋)

事務連絡
令和5年1月31日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

令和4年11月30日付官報(号外第255号)に掲載された関係告示については、別添のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、予めお知らせするとともに、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

(別添)

官報掲載事項の一部訂正

【令和4年11月30日(号外第255号)】

○ 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(厚生労働省告示第342号)

該当箇所	誤	正
別表Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、 第3部から第6部まで及び第 9部から第12部までに規定 する特定保険医療材料(フィ ルムを除く。)及びその材料 価格	073 髄内釘 ^{てい} (1) 髄内釘 ^{てい} ① (略) ② 大腿骨頸部型 ^{たいけい} ア 標準型 151,000 円 イ X線透過型 <u>162,000 円</u> ③～⑤ (略) (2) 横止めスクリュー ① (略) ② 大腿骨頸部型 ^{たいけい} ア 標準型 34,000 円 イ X線透過型 <u>36,600 円</u> ③ (略) (3)・(4) (略)	073 髄内釘 ^{てい} (1) 髄内釘 ^{てい} ① (略) ② 大腿骨頸部型 ^{たいけい} ア 標準型 151,000 円 イ X線透過型 <u>159,000 円</u> ③～⑤ (略) (2) 横止めスクリュー ① (略) ② 大腿骨頸部型 ^{たいけい} ア 標準型 34,000 円 イ X線透過型 <u>38,100 円</u> ③ (略) (3)・(4) (略)
	220 経消化管胆道ドレナージス Tent <u>290,000 円</u>	220 経消化管胆道ドレナージス Tent <u>289,000 円</u>

ホースマスク	全面形面体	電動送風機形	一、〇〇〇
		手動送風機形又は肺力吸引形	五〇
	半面形面体	電動送風機形	五〇
		手動送風機形又は肺力吸引形	一〇
フード形又はフェイスシールド形	電動送風機形	二五	

別表第五 (第二条、第五条、第八条及び第十一条関係)

呼吸用保護具の種類	指定防護係数
半面形面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具	S 級かつ PLSIII 又は PLIII
フード形の電動ファン付き呼吸用保護具	1,000
フェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具	100
フード形のエアラインマスク	一定流量形

厚生労働省告示第百四十二号

診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) (平成二十年厚生労働省告示第六十一号) の一部を次の表のように改正し、令和四年十二月一日から適用する。

令和四年十一月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝言

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~072 (略)</p> <p>073 髄内釘</p> <p>(1) 髄内釘</p> <p>① (略)</p> <p>② 大腿骨頸部型</p> <p>ア 標準型 151,000円</p> <p>イ X線透過型 162,000円</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>(2) 横止めスクリュー</p> <p>① (略)</p> <p>② 大腿骨頸部型</p> <p>ア 標準型 34,000円</p> <p>イ X線透過型 36,600円</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>074~113 (略)</p> <p>114 体外式ベースメーカー用カテーテル電極</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 心臓電気生理学的検査機能付加型</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 心腔内超音波検査機能付加型・心房内・心室内全域型 423,000円</p> <p>(3) (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001~072 (略)</p> <p>073 髄内釘</p> <p>(1) 髄内釘</p> <p>① (略)</p> <p>② 大腿骨頸部型 151,000円</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>(2) 横止めスクリュー</p> <p>① (略)</p> <p>② 大腿骨頸部型 34,000円</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>074~113 (略)</p> <p>114 体外式ベースメーカー用カテーテル電極</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 心臓電気生理学的検査機能付加型</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p>

115～129 (略)

130 心臓手術用カテーテル

(1)～(3) (略)

(4) 特殊カテーテル

① 切削型

207,000円

② 破碎型

429,000円

(5)・(6) (略)

131～150 (略)

151 デンブ由来吸収性局所止血材

(1) 標準型

1 g 当たり 12,700円

(2) 織布型

1 cm²当たり 48円

152～167 (略)

168 心腔内超音波プローブ

(1)・(2) (略)

(3) 再製造

① 標準型

209,000円

169～219 (略)

220 経消化管胆道ドレーンシステム

290,000円

221 経皮的心肺補助システム

535,000円

III～IV (略)

V 歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001～034 (略)

035 デンブ由来吸収性局所止血材

(1) 標準型

1 g 当たり 12,700円

(2) 織布型

1 cm²当たり 48円

VI～IX (略)

○厚生労働省告示第334号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第244号）第二十八条の規定により告示する。

令和四年十一月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 一 (一) 健康保険組合の名称 三貫健康保険組合
- (二) 事務所の所在地 東京都千代田区西神田二丁目七番四号
- (三) 設立事業所の名称及び所在地 株式会社三貫 東京都千代田区
- (四) 認可の年月日 令和四年九月二十六日

115～129 (略)

130 心臓手術用カテーテル

(1)～(3) (略)

(4) 特殊カテーテル

207,000円

(5)・(6) (略)

131～150 (略)

151 デンブ由来吸収性局所止血材

1 g 当たり 12,700円

152～167 (略)

168 心腔内超音波プローブ

(1)・(2) (略)

(新設)

169～219 (略)

(新設)

(新設)

III～IV (略)

V 歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格

001～034 (略)

(新設)

VI～IX (略)

○厚生労働省告示第334号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第244号）第二十六条の規定により告示する。

令和四年十一月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 一 (一) 合併後消滅する健康保険組合
 - 1 健康保険組合の名称 大日本明治製糖健康保険組合
 - 2 事務所の所在地 東京都千代田区内幸町二丁目一番一号
 - 3 設立事業所の名称及び所在地 大日本明治製糖株式会社 東京都千代田区 外六事業所